



羽の情報便

障害者を扶養している方は、障害者控除等を受けることができます。

■所得税の障害者控除

配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者のときは、障害者控除として一人あたり27万円(特別障害のときは一人あたり40万円)が所得金額から差し引かれます。

■特別障害者と同居している場合の配偶者控除および扶養控除

配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が特別障害者で、納税者またはその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、配偶者控除または扶養控除として、通常の控除額に35万円を加算した金額が所得金額から差し引かれます。

■障害者を扶養している場合の所得控除

控除の種類	障害者の区分		控除額	
障害者控除	障害者		27万円	
	特別障害者		40万円	
配偶者控除	70歳未満	同居特別障害者以外	38万円	
		同居特別障害者	73万円(38万円+35万円)	
	70歳以上	同居特別障害者以外	48万円	
		同居特別障害者	83万円(48万円+35万円)	
扶養控除	70歳未満	同居特別障害者以外		38万円
		同居特別障害者		73万円(38万円+35万円)
	70歳以上	同居老親等以外	同居特別障害者以外	48万円
			同居特別障害者	83万円(48万円+35万円)
		同居老親等	同居特別障害者以外	58万円
			同居特別障害者	93万円(58万円+35万円)

障害者を扶養する場合の特例



当社の運営サイトのご紹介

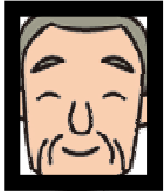
- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

当社の社長が亡くなりました。会社の創業、発展に大いに貢献があったので、葬儀は社葬で行いました。香典収入は誰のものかとすべきですか。また、葬儀等の全ての費用は会社の経費として認められますか？

香典は、遺族の収入とした場合は遺族のもの、会社の収入とした場合は会社のものとなります。本来、香典は、故人に供えられたものです。従って、遺族の収入となるのが原則ですが、遺族と会社の話し合いによりこれを会社の収入とした場合には、税務がこれを妨げるものではありません。社葬の費用については、会社としての儀式に通常必要な金額のみが、限定的に経費として認められることになっています。告別式という儀式の費用は、社葬そのものですから経費として認められますが、それ以外の火葬場の使用料や位牌の購入費用などは個人負担となります。控除できる葬儀費用は、正しくは葬儀までであって、仏事は対象となりません。したがって通夜、告別式の費用までは大丈夫ですが、四十九日の法要の費用は対象となりません。



税金まめ知識（第30回） 税務調査（1）

■ 日常の心構え

税務調査で身の潔白を証明するには、証明書類を整理し完備しておくことが常日頃からの心構えとなります。

① 証明書類の整理

取引の事実関係を証明するために、契約書や領収書などの証明書類はもれなく保管しておく必要があります。税法は法律ですので最後は証拠がものをいいます。証明責任は納税者が果たすべき義務でもあります。証明書類は普段からなるべく丁寧に整理整頓しながら行うことをお勧めします。きっちりと整理されている会社は、ルールをもきっちり守っている会社というイメージを調査官に与え、得をする場面もきつと出てくるはずですよ。

② 不自然な取引や処理厳禁

調査官は、まず疑ってきます。ですから不自然な取引や処理の履歴を発見すると「やはり・・・」と思うのが人情です。一度、そうゆう固定概念が植わってしまうと痛くも無い腹を探られて悪い結果にたどり着くことも考えられます。ビジネスは全てがマニュアル通りにはいきませんのでイレギュラーな取引も多々発生しますが、極力、普段から不自然な取引は減らしていこうという心がけが肝心です。

■ 顧問税理士との事前打ち合わせ

あなたの会社に顧問税理士がいれば、通常は税理士のところへ税務署から調査予告の連絡が入ります。顧問税理士は税務調査に立ち会うこととなりますので、税務署も調査日程などの打ち合わせをしなければならないわけです。この調査日までの猶予期間を無駄にせず事前準備をすることが必要です。

税務調査の準備として、まずは資料の整理から入ります。資料が見やすく整理されているだけでも調査に協力的で真面目な会社ということで印象も良好となり調査をスムーズに終了させる秘訣にもなります。

税理士との綿密な打ち合わせも事前に行っておくことも有効です。税務調査の視点で税理士に見てもらいアドバイス受け、準備しておくことが調査の現場で慌てずに冷静に対応できることに繋がります。

最後になりますが、事前準備に時間があるからといって小細工や隠ぺいは禁物です。調査前に事前チェックをしていると税務上の誤りが発見されることも多々あります。焼き付け刃の小細工をすると脱税行為になりますので、払い損ねた税金は正直にミスと認めることが傷を深くしないコツです。ミスに関しては比較的寛容ということをお覚悟しておきましょう。



12月の税務カレンダー

本年最後の給与支給時
給与所得の年末調整

12月中の市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

12月10日（木）
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（21年6月～11月分）の納付

12月21日（月）
7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出

平成22年1月4日（月）
10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例18：焼肉店（年間38.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	565,928円／年	年間の電気料	347,396円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 218,529円 10年間で 2,185,290円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



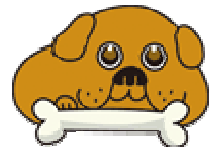
ちょっとコーヒーブレイク！

税金クイズ (1)



【問1】

70歳になる年金生活者のAさんは子供が独立し、夫婦2人きりで暮らしています。
最近親しい知人からもらった犬を飼い始めました。俗に言う座敷犬で我が子のようにかわいがっていました。
先日急に具合が悪くなったため獣医にかかりました。治療費として2万円支払いましたが、
医療費控除の対象とすることはできるでしょうか？以下の中から選んでください。



- ① 子供と同様、扶養しているので医療費控除の対象となる。
- ② 「座敷犬」であれば対象となるが、屋外の「犬小屋」で飼っていると生活を共にしているとはいえないため医療費控除の対象とはならない。
- ③ 全く対象とならない。

【正解】③

医療費控除の対象となる医療費は、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る支払に限定されますので親族ではない愛犬の医療費は残念ながら控除の対象とはなりません。



今月のコラム

今年も早いもので一年が終わろうとしています。大変厳しい市況でご苦労された方も多かったと思います。十二月は、一年の締め括りでお仕事もいろいろ大変ですが、健康に注意して乗り切ってくださいませ。

十二月の定番はやはりクリスマスです。世の中、不景気もあってか、昔のクリスマスと比べると、ずいぶん様変わりしたように思います。最近では、ホテルやレストランで外食もせず、お金をかけずに質素にお家で過ごす方が多いとか。「巣籠もりクリスマス」というそうです。子供の頃は、サンタさんのプレゼントを心待ちにしてワクワクしていたものですが、自分のような年代になると子供へのプレゼント代でお財布の中身を見ながらドキドキしています。(汗)

会社の取引先や友人などの忘年会も増える季節ですが、この時ばかりと調子にのっぴり過ぎないように、心に誓う今日この頃です。

来年も皆様にとって良い年となりますようお祈りしながら、本年最後の「羽の情報便コラム」とさせていただきます。少し早いですが、どうぞ良い年をお迎え下さい。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

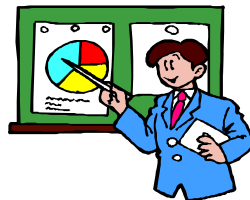
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



今年も1年有難う御座いました。
良い年をお迎えください。

